

## 令和 5 年度事業計画及び収支予算書

# 令和5年度 事業計画書

公益社団法人上越市有線放送電話協会

昭和 42 年 1 月 1 日に事業を開始し、56 年という年月が経過した。半世紀に渡る事業への理解と協力に感謝し、本年度も放送と通信により地域に貢献するという有線放送の原点を見直しながら、地域の安心安全、活性化に貢献できるよう、災害等緊急時の放送対応の強化やペーディング放送の利用促進をはじめ、地域を支える農業と食、地域に密着した情報を発信する。

本年度においては、稼動後 2 年を迎える本部局交換機等設備改修事業の定着・推移を注視しながら、放送と通信のより安定した提供を目指す。

### 【公益目的事業】

#### 1 有線放送電話事業

##### (1) 災害時における対応の強化

- ① 上越市との「災害時における緊急放送に関する協定」に基づき、自然災害への対応を強化する。
- ② 「防災行政無線による試験放送実施に関する協定」に基づき、平成 25 年度より毎年 5 月の第 2 水曜日に有線放送を通しての試験放送を開始した。令和 5 年度の試験放送は 5 月 10 日に実施する。
- ③ 上越市総合防災訓練にあわせ、より実践的なシミュレーションを行う。
- ④ 日常的に定時放送で防災・減災についての呼びかけを行い、会員の防災対応力の向上に努める。

##### (2) 本部局交換機等設備改修事業への取り組み(継続事業)

令和 3 年 5 月に完成をみた本部局交換機等設備改修事業について、稼動後の調整・点検を行なながら、適正な運用により放送と通信の安定提供に努める。また、本年度においても改修工事業者との年間保守契約に基づく定期点検、遠隔による監視体制を維持し、日常的な保守・点検、および緊急時等の対応の維持・強化を図る。

##### (3) 会員数の維持に向けた取り組み

時代の趨勢や社会的背景、物価高騰などに伴う解約数の増加を緩和するため、各種機能の効果的な活用方法の周知・広報などを通じてサービス向上を図り、放送のみの利用を勧めて解約を減らし、会員数を維持していくよう努める。また、今年度も新規加入拡大キャンペーンに期間限定で取り組む。

##### (4) 放送内容と情報収集の充実

- ① 上越農業普及指導センター、JAえちご上越、上越市農林水産部、農研機構上越研究拠点、関川水系土地改良区など関係機関と連携を図りながら各種情報(農政・技術・食糧・消費・気象他)の提供を行い、地域産業を支える農業と食に関わる事がらなどについて発信する。

- ② 有線放送の原点に返り、親しまれ信頼と共に感を得られる放送、かつ顔の見える放送・番組作りに取り組む。
- ③ 地域メディアとしての方向性を含め、施設の運営や番組への取り組み・課題などについて情報交換をするための視察・研修会などに参加し、知識を深め技能を高める。その一環として、令和元年にスタートした隣接する長野県北部地域の有線施設との番組交換を継続し、相互の番組内容の充実を図る。
- ④ 本部局交換機等設備改修事業により音質の向上が図られたシステムの活用とコロナ禍での取材対応の手段として利活用が高まった、電話によるリモート取材の充実を図る。

#### (5) ページング放送の利用促進

- ① 本部局交換機等設備改修事業によりシステムが一新し、より安定した放送を供給できるようになった。引き続き利用状況を分析・把握しながら、効果的な活用をさらに働きかける。
- ② 官公署や学校等公的機関へ、想定される具体的な放送文例や放送方法を示し、利用促進を図る。あわせて、町内会他各種団体にも継続的利用を促し、ページングの情報をもとに地域行事等の取材に活かす。

#### (6) 放送音声データの管理と活用

- ① 過去に放送した音声データの管理を徹底し再利用することで、地域の文化に貢献していく。「ゆうせんCDライブラリー」のラインナップをさらに充実させ、ホームページで周知する。また、引き続き会員や地域団体等に無料で貸し出し、あるいは高齢者の介護予防教室や福祉サロンなどに貸与し、サービスの普及を図る。併せて、隣接する長野県北部地域の有線施設にも貸与し、名所旧跡・観光・歴史文化・偉人など地域資源を広く紹介し、相互の地域間交流・活性化を促す。
- ② 本部局交換機等設備改修事業に併せてシステムが更新された「オンデマンド」サービスについて、さらに充実と利用拡大を図る。

#### (7) 情報の公開

ホームページの掲載内容を検討し、番組表を中心とした会員に有益な情報を提供する。  
ホームページのアドレスは <http://www.jhk.or.jp> 「上越ゆうせん」で検索してください。

### 【収益事業】

#### 1 放送広告事業

放送広告の現スポンサーの継続と、新規・旧スポンサーの利用を働きかける。

#### 2 移転工事事業

道路拡張、土地区画整理事業、圃場整備等、他動的原因により協会の柱や通信線の移転・移設が余儀なくされた場合、移転工事を適正に行う。その際、公益目的事業としての有線設備工事との区分を明確化し、材料、請負、在庫管理を適正に行う。また、今後の移転工事の見通しについて可能な限り掌握し、中長期の事業計画を作成する。

#### 3 その他事業

新・新公益法人会計基準に基づき、貸地等の管理、会計を適正に行う。